



宝塚市と甲子園大学との包括連携に関する協定書



宝塚市（以下「甲」という。）及び甲子園大学（以下「乙」という。）は、相互に連携協力を図ることにより、地域社会の発展と人材育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと人材育成、まちづくり、健康増進、産業、教育、文化などの分野において相互に協力し、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) 人材育成に関すること
- (2) まちづくりに関すること
- (3) 健康増進、食育など市民生活の充実に関すること
- (4) 産業の活性化に関すること
- (5) 教育、文化の振興に関すること
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に進めるため、連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

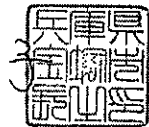
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 宝塚市

宝塚市長

申川 智



乙 学校法人甲子園学院（甲子園大学設置者）

理事長

久米 智

